

公の施設の見直しにあたって

1. 行革委員会付議施設の抽出の考え方

○以下の方法で検討の優先度の高い施設の抽出を行う。

【STEP 1】

各見直しの視点に該当するか否かをチェック

視 点	チェック項目
① 県の施設として運営する意義	法令による必置規定の有無
② 他の主体による運営との競合	市町村、民間競合の有無
③ 施設の利用状況	利用者数の減少傾向の有無 →21 年度の利用者数が過去 5 カ年の利用者数 ピーク時に比べ 20%以上減少している施設
④ 管理運営コスト	修繕の必要性の有無 →総務部ヒアにおいて、老朽化等による修繕、 設備更新等を「施設の課題」としている施設 ※事業運営コストは概ね横ばい
⑤ その他	県内複数施設の有無 県による直営施設か否か



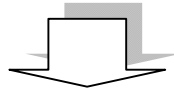
【STEP 2】

6チェック項目のうち4つ以上に該当する施設を抽出（115→45）



【STEP 3】

STEP 2で抽出された施設のうち、①財政支出年1億円以上 ②経過年数20年以上 ③他自治体での見直し事例の有無 をチェック、すべてに該当する施設を抽出（45→12）



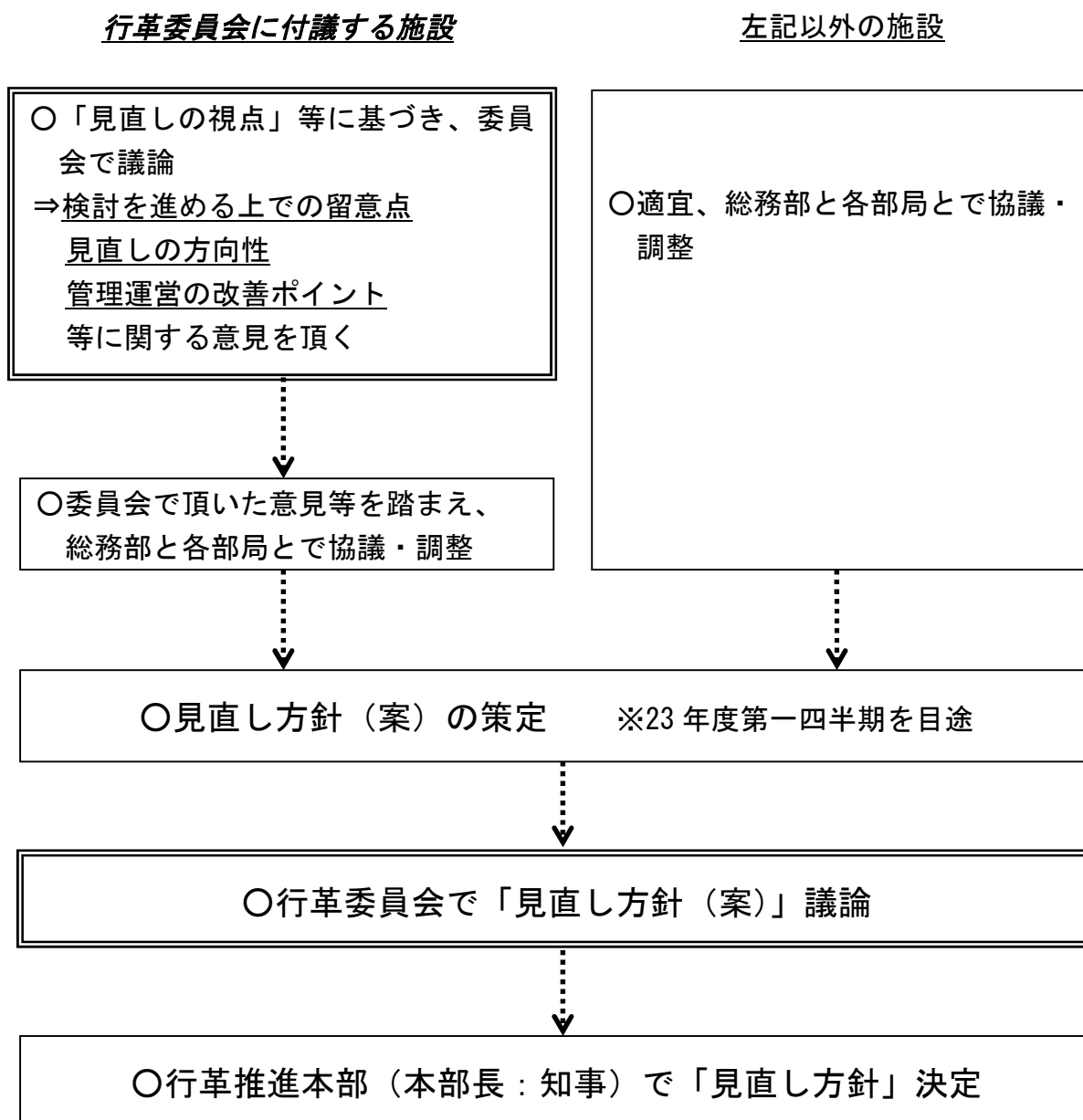
【抽出された対象施設】（資料2参照）

市原高等技術専門校等5校、ちば県民共生センター、生涯大学校、中央博物館、君津亀山少年自然の家、中央図書館、美術館、乳児院

※他に類似施設があるものについては、施設群全体を議論の対象とすることとしたい。

Ex 君津亀山少年自然の家→少年自然の家、青年の家全体を対象

2. 見直し方針策定の手順



【参考】民間との競合について

民間競合の度合いが強いと思慮される施設については、（行革委員会付議の有無に関わらず）ゼロベースでの見直しを検討。競合の度合いについては、以下の閣議決定事項を参考とする。

民間と競合する公的施設の改革について（抜粋）

平成 12 年 5 月 26 日 閣議決定

国または特殊法人等が主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設）について、累次の閣議決定に沿った措置を引き続き推進することとし、下記のように決定する。

記

1 施設の新設及び増築の禁止

不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。なお、現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものについては、これを取り止める。

2 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フッティング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

3 地方公共団体における措置の要請

地方公共団体についても、上記の措置に準じて措置するよう要請するものとする。

【上記に該当すると思慮される公の施設】

- サンライズ九十九里（宿泊施設）
- 南房パラダイス（保養施設）
- 青少年女性会館（会館）
- 県民の森：宿泊部分（宿泊施設）
- さわやかちば県民プラザ：宿泊部分（宿泊施設）
- 少年自然の家・青年の家：宿泊部分（宿泊施設）
- 福祉ふれあいプラザ（健康増進施設）